

デジタル庁設置法案要綱の正誤

正	誤
<p>第二 任務</p> <p>デジタル庁は、次に掲げることを任務とすること。（第三条関係）</p> <p>一 デジタル社会形成基本法（令和三年法律第 号）第二章に定めるデジタル社会（同法第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。）の形成についての基本理念（<u>二</u>において「基本理念」という。）にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。</p> <p>二 [略]</p> <p>第三 所掌事務</p> <p>一 デジタル庁は、第二の<u>一</u>の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどること。 (第四条第一項関係)</p> <p>1～3 [略]</p> <p>二 デジタル庁は、第二の<u>二</u>の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどること。 (第四条第二項関係)</p> <p>1～21 [略]</p>	<p>第二 任務</p> <p>デジタル庁は、次に掲げることを任務とすること。（第三条関係）</p> <p>一 デジタル社会形成基本法（令和三年法律第 号）第二章に定めるデジタル社会（同法第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。）の形成についての基本理念（<u>2</u>において「基本理念」という。）にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。</p> <p>二 [略]</p> <p>第三 所掌事務</p> <p>一 デジタル庁は、第二の<u>1</u>の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどること。 (第四条第一項関係)</p> <p>1～3 [略]</p> <p>二 デジタル庁は、第二の<u>2</u>の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどること。 (第四条第二項関係)</p> <p>1～21 [略]</p>

備考 [略] は本正誤においての省略を表す。

デジタル庁設置法案新旧対照条文の正誤

正	誤
<p>○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）（附則第十条関係）</p> <p>現 行（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律<u>第五号</u>）による改正後）</p> <p>【113 頁】</p> <p>○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）（附則第三十九条関係）</p> <p style="text-align: center;">現行（産業競争力強化法等の一部を<u>改正する等の法律</u>（令和三年法律第 号）による改正後）</p>	<p>【26 頁】</p> <p>○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）（附則第十条関係）</p> <p>現 行（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）による改正後）</p> <p>【113 頁】</p> <p>○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）（附則第三十九条関係）</p> <p style="text-align: center;">現行（産業競争力強化法等の一部を<u>改正する法律</u>（令和三年法律第 号）による改正後）</p>

デジタル庁設置法案参照条文の正誤

正	誤
<p>○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号） 【<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）</u>による改正後】（抄）</p> <p>○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）【<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）</u>及び産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（令和三年法律第 号）による改正後】（抄）</p> <p>○デジタル社会形成基本法（令和三年法律第 号）（抄） （利用の機会等の格差の是正） 第八条 デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が<u>着実に</u>図られなければならない。</p> <p>○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号） 【<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）</u>による改正後】（抄）</p> <p>○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）【<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）</u>及び</p>	<p>【目次 2 頁】</p> <p>○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号） 【<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）</u>による改正後】（抄）</p> <p>【目次 5 頁】</p> <p>○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）【<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）</u>及び産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（令和三年法律第 号）による改正後】（抄）</p> <p>【1 頁】</p> <p>○デジタル社会形成基本法（令和三年法律第 号）（抄） （利用の機会等の格差の是正） 第八条 デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が<u>積極的に</u>図られなければならない。</p> <p>【19 頁】</p> <p>○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号） 【<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）</u>による改正後】（抄）</p> <p>【40 頁】</p> <p>○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）【<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）</u>及び</p>

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（令和三年法律第
号）による改正後】（抄）

及び産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（令和三年法律第
号）による改正後】（抄）

備考 この他、旅券法（17 頁）及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（39 頁）のインデント並びに復興庁設置法（44 頁）の行間幅の修正を行う。